

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田市農業者トレーニングセンターの使用料金の減免		
根拠法令及び条項	蓮田市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例第10条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （使用料の減免） 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する使用料を減額又は免除することができる。 （1）市又は教育委員会が主催、共催する行事等に使用するとき。 （2）市又は教育委員会が構成員となっている団体が主催する行事等に使用するとき。 （3）その他市長が特別な理由があると認めたとき。 <b>【その他の基準となる法令、通知等】</b> ○蓮田市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則 （使用料の減免） 第7条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第3条第1項の規定による申請の際、様式第5号の蓮田市農業者トレーニングセンター使用料減額・免除申請書を併せて市長に提出し、その承認を受けなければならない。		
審査基準設定年月日	令和6年 3月15日	審査基準最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当） （理由：個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、標準処理期間を定めることは困難であるため）		
標準処理期間設定年月日	年 月 日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 自治振興課		

備考	
----	--

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。